

保険金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、その他にも保険金・給付金等のお支払いが出来る場合があります。

以下のような代表的事例に該当していないかどうか、ご請求前に再度ご確認ください。

該当する場合、または該当するのでは?と思われる場合は、企業・団体等のご担当者または当社取扱担当店までお問い合わせください。

入院給付金のご請求時にご確認いただきたいケース

1

不慮の事故により所定の
障害状態
となった場合

不慮の事故によって

片眼が見えなくなった

両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した

半身が完全に麻痺してしまった

等の障害状態となった

・障害給付金をお支払いできる場合があります。

⇒団体定期保険災害保障特約、団体定期保険傷害特約が付加されている場合

死亡保険金等のご請求時にご確認いただきたいケース

2

入院をした場合

お亡くなりになる前に

不慮の事故による入院

をしていた

・入院給付金をお支払いできる場合があります。

⇒団体定期保険災害保障特約が付加されている場合

次のような場合もありますので、ご注意ください。

- ① 被保険者が企業・団体等の団体保険の他に個人保険のご契約をされていることはありませんか？
ご契約されている場合は、お支払いできる場合がありますので、契約内容のわかる書類（保険証券等）をご確認ください。
- ② 企業・団体に所属している本人だけでなく、家族が団体定期保険等にご加入されていませんか？
ご加入されている場合は、お支払いできる場合がありますので、「加入内容のわかる書類（加入者証等）」をご確認ください。

お支払いの対象となるには、いくつかの条件があります。条件によっては、お支払いできない場合もありますので、詳細につきましては、「制度内容のわかる書類（パンフレット等）」や「加入内容のわかる書類（加入者証等）」を必ずご確認ください。